

	学部長	学長
閲 覧		

## 国外派遣研究員報告書

令和 4年 5月 31日

國學院大學学長 殿

所属・職名 法学部・准教授

氏 名 安田恵美



令和2・3年度 国外派遣研究員として実施しました研究について、下記のとおり報告いたします。

### 記

1 派遣期間 (期間延長のある場合は含めて下さい)

令和 2年 10月 1日 から 令和 4年 3月 31日 まで

実際の出国日 3年 5月 10日 同帰国日 4年 3月 16日

2 受入先研究機関など

フランス司法省行刑局 研究と社会イノベーションラボ

ランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学 大陸法システムの効果に関する法学研究センター (以下、ランス大学と記載)

3 研究目的

今回の在外研究における研究目的は、ヴァルネラブルな刑務所出所者等の社会復帰支援のありかたについて、当事者と支援者という軸、日本とフランスという軸、理論と実践という軸の3つの軸に基づき、明らかにすることである。この研究は、「社会復帰」概念の明確化を目指すものではない。社会復帰には内心の変化も含まれうることに留意しながら、出所者等が社会で「更に生きていく (=更生)」ことを支える生活基盤の構築・再構築に焦点を当てている。本研究では、この点について議論や実践の蓄積があるフランス法制度、諸統計、実態調査、理論研究を行った。

#### 4 派遣中の研究概要

派遣中の研究活動は以下の3つに区分することができる。① 渡仏前における日本の実態および議論の整理（令和2年10月～令和3年4月）、② フランス司法省行刑局における諸統計の分析および実態調査（令和3年5月～令和4年3月）、③ ランス大学における理論研究（令和3年10月～令和4年3月）。

##### ① 渡仏前における日本の実態および議論の整理

前提として、当初の予定では令和2年10月には渡仏し、ランス大学で研究を行うことを予定しており、受入れ研究者である、HERZOG-EVANS 教授からもその旨について了承を得ていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策との関係で、当面受け入れが難しいとの返答を受けた。そこで、急遽、専門領域が近い C.TOURAUT 氏（当時、司法省行刑局研究と社会イノベーションラボ研究セクション責任者）にコンタクトを取り、同氏が所属する行刑局の研究セクションへの所属が決まった。その後、ビザを取得するまでの間、日本の実態および議論について資料を収集し、得られた情報を整理する作業を行った。また、渡仏前に TOURAUT 氏をはじめとする同ラボのメンバーと zoom で研究会を開催し、そこで、研究プロジェクトや日本の状況についての報告および意見交換を行うなどして、渡仏後の研究の準備作業をすすめた。

##### ② フランス司法省行刑局における諸統計の分析および実態調査（令和3年5月～令和4年3月）

渡仏後は、とりわけ、ランスに移動する前の令和3年9月末までの間は、パリ19区にある司法省行刑局のオフィスにおいて、資料収集および関係者への聞き取り調査を行った。資料収集としては、司法省の職員向けのイントラネットにアップされている各種資料や司法省の資料室に所蔵されている各種文献の収集を行った。また、イントラネットに掲載されていないデータ（とりわけ統計値）については、行刑局の統計セクションの担当者と打ち合わせを重ね、作成を依頼し、入手した。関係者への聞き取りとしては、とりわけ、行刑局の刑務所医療セクション担当者、高齢受刑者への対応に関する担当者、受刑者のメンタルヘルスに関する担当者等にヒアリングを行い、実態調査の計画を立てるための情報を得た。それらの作業にくわえ、令和3年6月には、司法省行刑局長および、司法省国際関係アジア担当者、在仏日本大使館司法担当者の前で、研究計画についてプレゼンテーションを行い、調査について協力を依頼した。



#### 4 派遣中の研究概要（続）

.....実態調査についてスケジュール等の調整をしている間は、週に一度開催されていた同ラボの会議、保健省・司法省で構成される高齢出所者支援に関するワーキンググループの会議、司法省職員対象のオンライン研修等に参加し、フランスの刑事法・刑事政策に関するよりアクチュアルな情報の入手に努めた。また、同ラボの研究成果の日本語訳に着手し、一部を国学院法学 59 巻 3 号において公刊した（R.BECQUES, 安田恵美訳「フランスにおける再犯概念に関する研究の 20 年」）。令和 3 年 9 月以降は、実態調査を行い、フランス国内の各種刑事施設、裁判所（刑罰適用裁判官）、保護観察所等を訪問し、ヒアリング調査を行った。そこで得られた内容については、令和 4 年 9 月に再度渡仏し、行刑局長の前で口頭での報告をするとともに、行刑局の紀要に研究ノート（仏語）として掲載する予定である。

#### ③ ランス大学における理論研究（令和 3 年 10 月～令和 4 年 3 月）。

令和 3 年 10 月から令和 4 年 3 月まで、上記司法省での研究と並行して、ランス大学で HERZOG-EVANS 教授とともに、理論研究を行った。まず、週に 2 回、同教授が担当する犯罪学の講義（修士課程 1 年生向け・2 年生向け、使用言語はフランス語・英語）を受講した。くわえて、定期的に同教授とは、実態調査から得られた知見について意見交換を行うとともに、その実践に関する根拠条文の解釈や判例、近時の議論状況について、助言を得た。さらに、令和 3 年 1 2 月には、同教授が主催する研究会において、日本の刑罰制度および犯罪者処遇について研究報告を行った。

.....また、同教授とは本研究課題以外にも、意見交換を行い、そこで得られた知見をもとに論文を執筆している。例えば、フランスの刑務所における新型コロナウイルス感染症対策と早期釈放については、日本語で論文を執筆し、国学院法学 59 巻 4 号にて公表した（安田恵美「新型コロナウイルス感染症対策としての早期釈放制度活用の可能性」）。また、HERZOG-EVANS 教授にくわえ、リール大学の M.BENBOULICHE 教授およびリール大学病院所属の臨床心理士、O.VANDERSTUKKEN 氏の協力を得ながら、高齢者犯罪および刑務所内処遇の日仏比較に関する仏語論文の執筆に着手した（現在も執筆作業を続けている）。

.....  
.....  
.....

## 5 その他の活動

派遣機関中には、上記研究にくわえ、以下の研究活動を行った。

### ① 刑務所内におけるメンタルヘルスケア—特に自殺対策—に関する研究

フランスにおける実践を知ったことを契機として、日本の共同研究者と協働し、日本の状況を調べたところ、日本の刑務所内では、精神疾患／精神障がいがあると診断された者に対しては、医療刑務所等を中心に治療が行われているが、その他の受刑者のメンタルヘルスケアについては、ほとんど実践がないことが分かった。そこで、フランスの実践や国際準則、そして精神看護の領域におけるメンタルヘルスケア（とりわけ希死念慮がある人へのケア）の議論をまとめ、リーフレットを作成、現在、地域生活定着支援センターや保健所等に配布している。

### ② 金澤真理・安田恵美・高橋康史編『再犯防止から社会参加へ』（2021）に関する研究報告

2021年1月に出版した本書の内容について、犯罪社会学会報告や日本において開催された各種研究会で報告をオンラインで行った。

## 6 今後の研究計画

今後は、本研究プロジェクトのアウトプットに向けて、①補充調査の実施、②論文等の執筆、③口頭での研究報告を行う。とりわけ、②・③については、日本語のみならず、フランス語でも行うことを予定している。まずは、9月に行刑局長の面前で研究報告をすることが予定されているため、それに向けて準備を行っている。

## 7 感想・所感

新型コロナウイルス感染症対策の関係で、当初の予定よりも大幅に渡仏が遅れ、かつ滞在期間も短くなった。そのため、予定していた研究活動を行うことができず、計画を大きく修正せざるを得なかった点は心残りである。しかしながら、大学での研究が困難な状況であったからこそ、司法省行刑局での研究が実現したという事情もある。また、同局の協力を得て行った調査は、当初では実現不可能であると思われていたものであり、その意味では、大きな計画の変更があったものの、変更したからこそ得られた知見も多い。さらに、今回の滞在でつながりを持った専門家（研究者、実務家等々）とは今後も共同研究を行う予定であり、すでに共著での論文執筆作業を進めている。今回の滞在でやり残したことは少なくはないが、今後の研究活動の土台を固めることができた。